

環境影響評価技術審査会運営に関する根拠条例等（抜粋）

○環境影響評価条例

第四十七条

環境影響評価その他の手続等に関する技術的な事項を調査審議させるため、宮城県環境影響評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）を置く。

（会長及び副会長）

第五十条

技術審査会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、技術審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第五十一条

技術審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 技術審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 技術審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（秘密の保持）

第五十二条

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（専門委員）

第五十三条

技術審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 第四十八条第二項、第四十九条及び前条の規定は、専門委員について準用する。

（委任）

第五十四条

この章に定めるもののほか、技術審査会の運営に関し必要な事項は、会長が技術審査会に諮って定める。

○審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱

(審議会等の会議の一部公開又は非公開の決定)

第4 審議会等は、第1回目の会議において、条例第19条の規定に基づき、以後の会議の全部又は一部を非公開とする旨を決定することができる。

2 審議会等の会議を一部公開又は非公開とすることを議決した場合、担当課所の長は、その理由と議決の結果を会議録等に記録するとともに、別紙2により県政情報公開室長に報告するものとする。

3 審議する事項が追加されること等により、第1項による決定を変更した場合、担当課所の長は、別紙2により直ちに県政情報公開室長にその旨を報告するものとする。

4 県政情報公開室長は、担当課所の長から前2項による報告があった場合は、その内容を県政情報センター及び県政情報コーナーにおいて閲覧に供するものとする。

○情報公開条例

(会議の公開)

第十九条

実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

(1) 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合